

2020年4月27日

臨時議会質疑

◆第49号議案 R年度（2020年度）箕面市一般会計補正予算（第2号）

「休業要請支援（府・市共同支援）事業」について

無所属の中西とも子です。

第49号議案 R年度（2020年度）箕面市一般会計補正予算（第2号）について、簡潔に3点質問いたします。

この補正予算のうち、休業要請支援金（府・市町村共同支援金）について、3点お訊ねします。

1点目に、この支援金は、「府・市町村共同支援金」という名の通り、府と市が2分の1ずつ負担することになっています。なるべく速やかに、当事者の方々に現金が届くようにしなければならないため、協議に時間を費やせないということは承知していますが、それでも、支援制度の内容や市町村の負担の是非についてなど、多少の問いあわせや、意向確認等が、あってしかるべきだと考えますが、実際にはどのような経緯で、この制度が最終決定されたのでしょうか。

答 弁 者 地域創造部長

〈答弁〉

ただいまの中西議員さんのご質問に対しまして、ご答弁いたします。

まず、1点目の「府・市町村共同支援金の制度が決定された経緯」についてですが、大阪府の正式な発表以前の段階で、大阪府知事と複数の市町村長との間で個別のやりとりがされており、本市においても大阪府知事と市長の間で4月10日に「府と市町村が協力して事業者の支援ができないか」という電話での意見交換がされています。その後、大阪府において、これらの意見交換の内容を踏まえ、一定の制度設計がされ、4月15日に正式発表するとともに、同時に大阪府市長会にも要請がされたものです。

---

2点目に、市負担分と試算されている約2億1千万円の内訳について、中小企業には100万円が交付され、市内の対象企業数は137事業者。個人事業主は50万円の交付で、対象者は545人と想定されています。

事前に資料でいただいている対象外となっている施設は、例えば、コンビニエンスストアや理・美容室をはじめ、時間短縮等さまざまな協力を尽くされている事業者が多々あるようです。「不要不急」の事業と位置付けられて開業されていても、厳しい経営を余儀なくされているすべての事業者さんに支援ができない状況を、大変苦しく思います。このたび「対象外」と位置づけられた中小企業、および個人事業主数はどのようになっているのでしょうか。今後、市独自の支援策を検討するうえでも、参考になりますので、よろしく願いいたします。

次に、2点目の「本支援金の対象外となっている中小企業、および個人事業主数」ですが、平成28年に実施された国の統計調査である「経済センサス」における、本市の中小企業者数に、この4年間の推計増加率6%を加えると、2,993事業者となります。そのうち、個人事業主を含む小規模事業者数は2,476事業者です。本支援金の対象者数は、中小企業及び個人事業主を合わせて682事業者ですので、本市における本支援金の対象外の事業者数は、推計で2,311事業者となります。

-----

3点目に、休業要請支援金に関する相談窓口について、お伺いします。大阪府の相談窓口は、現在でもなかなか繋がらないと聞いています。市へ相談される方も多くなると思われますが、市の相談体制はどのように検討されているのか、教えてください。以上、ご答弁をお願いいたします。

次に、3点目の「本支援金に関する市の相談体制について」ですが、本支援金につきましては、大阪府が一括して事務を行うこととしており、事業者から申請手続きなど詳細のお問合せに対応するため、大阪府においてコールセンターを設置

しています。

本支援金に関しては、まずはこのコールセンターにおいて対応いただくこととなりますが、現在、このコールセンターは非常に混み合っていることから、大阪府に対し、コールセンターの体制拡充を要望しています。

また、本市においては市ホームページで大阪府が公表している情報を掲載するとともに、必要に応じ、箕面営業室の体制を整え対応することとしています。以上、ご答弁といたします。